

○寒川町スポーツ推進審議会条例

平成10年3月24日

条例第3号

改正 平成23年10月21日条例第12号

(題名改称)

平成24年12月14日条例第15号

(趣旨)

第1条 この条例は、スポーツ基本法(平成23年法律第78号。以下「法」という。)第31条の規定に基づき、寒川町スポーツ推進審議会の設置、組織その他運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(平23条例12・一部改正)

(設置)

第2条 スポーツの推進のための事業等に関し調査審議するため、寒川町スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(平23条例12・一部改正)

(所掌事務)

第3条 審議会は、法第35条に規定するもののほか、次に掲げる事項について、町長の諮問に応じ調査審議し、及びこれらの事項に関し町長に建議する。

- (1) 法第10条第1項に規定するスポーツの推進に係る計画に関すること。
- (2) スポーツの施設及び設備の整備に関すること。
- (3) スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。
- (4) スポーツの事業の実施及び奨励に関すること。
- (5) スポーツ団体の育成に関すること。
- (6) スポーツによる事故の防止に関すること。
- (7) スポーツの技術水準の向上に関すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

(平23条例12・平24条例15・一部改正)

(組織)

第4条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

(1) 学識経験者

(2) 町内小中学校の代表者

(3) 関係行政機関の職員

(4) 公募の町民

(平23条例12・平24条例15・一部改正)

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。ただし、前条第2項第4号の委員については、寒川町審議会等の委員の公募に関する規則(平成19年寒川町規則第1号)第4条第3号の規定により再任されることができる。

(平23条例12・一部改正)

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、健康子ども部健康・スポーツ課において処理する。

(平24条例15・一部改正))

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(最初に任命される委員の任期の特例)

2 この条例の施行の際、最初に任命される委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず当該任命の日から平成12年3月31日までとする。

(寒川町非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 寒川町非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年寒川町条例第19号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成23年10月21日条例第12号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(スポーツ推進審議会委員に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の寒川町スポーツ振興審議会条例第4条第2項の規定により任命されている寒川町スポーツ振興審議会委員は、第1条の規定による改正後の寒川町スポーツ推進審議会条例第4条第2項の規定により任

命された寒川町スポーツ推進審議会委員とみなす。

附 則(平成24年12月14日条例第15号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(寒川町スポーツ推進審議会条例の一部改正に伴う経過措置)

4 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の寒川町スポーツ推進審議会条例第4条第2項の規定により任命されている委員は、改正後の寒川町スポーツ推進審議会条例第4条第2項の規定により任命された委員とみなす。